

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

令和 4 年 9 月 7 日

〒150-8512
東京都渋谷区桜丘町 2 6 - 1 セルリアンタワー 1 5 階
株式会社グラングレス
代表取締役 宮口 誠一郎 殿

〒233-0002
横浜市港南区上大岡西 1 - 6 - 1
ゆめおおおかオフィスタワー 5 階
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
TEL045-349-9729 / FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



前略

この度、当法人より令和 4 年 6 月 2 4 日付で消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書を送付させて頂きました。

これに対し、貴社は、令和 4 年 6 月 2 5 日、同年 7 月 7 日、同年 7 月 1 1 日付で「Rcawaii ご利用規約」を改訂されております。

しかしながら、改訂された最新の規約のうち一部につきましては、以前送付させて頂いた令和 3 年 8 月 4 日付「ご連絡」において、当該改訂内容では問題がある旨のご指摘をさせて頂いたにも関わらず、そのままの内容で改訂がなされております（4 条 4 項後段）。

そのため、貴社が、本利用規約の使用を継続することは、消費者被害を断続的に生じさせるものと考えますので、当法人は貴社に対し、消費者契約法 4 1 条 1 項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから 1 週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法 1 2 条 3 項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

なお、貴社の改訂により、前回提示させて頂いた条項のうち一部が訴訟の対象外となりましたので、請求の趣旨、紛争の要点について改めて告知させて頂きます。

草々

(訴えを提起する予定の裁判所)

横浜地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、貴社が提供するファッションアイテムのレンタルサービス、販売サービス、オプションサービス、及びその他これらに付随する一切のサービス利用契約を締結するに際し、別紙利用規約目録記載の規約を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、別紙利用規約目録記載の規約が記載された書面及び電子データを廃棄してください。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、貴社が別紙利用規約目録記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示してください。

第2 紛争の要点

当法人は、下記のとおり別紙利用規約目録記載の規約は、消費者契約法10条に該当すると考えます。

1 別紙利用規約4条4項後段

上記規定は、民法5条2項が定める未成年者取消権を不当に制限するものです。この点で、上記規定は、民法の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するため、消費者契約法10条に該当すると考えます。

第3 結語

以上のとおりであり、適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条の規定に基づき、請求の要旨記載のとおり請求いたします。

以上

別紙「利用規約目録」

1. 4条4項後段

未成年者が法定代理人の同意を得た旨の通知又は登録した時点で、本サービスの利用及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとする。

以上